

高知県高校生等奨学給付金事業（家計急変世帯への給付）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和2年6月5日付け文科科学省通知）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）等の手引きに基づき、高知県知事又は高知県教育委員会（以下「知事等」という。）が行う高知県高校生等奨学給付金事業（家計急変世帯への給付）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 高校生等がいる世帯のうち、家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対し、高知県高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、高等学校等における授業料以外の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 給付を受けようとする年度の7月1日。ただし、給付を受けようとする年度の7月以降10月末日までに入学することが定められている高校生等については、入学した年度に限り、当該入学日とする。また、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変した場合については、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日とする。
- (2) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等のうち、同条第3号に規定する特別支援学校の高等部を除いたものをいう。
- (3) 高校生等 高等学校等の生徒等であり、次に掲げるアからエまでの全ての要件を備える者をいう。ただし、基準日において、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる場合は、次のイからエまでの全ての要件を備える者をいう。
 - ア 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者のうち、平成26年度以降に高等学校等に入学した者であること。
 - イ 基準日に高等学校等に在籍している者であること。
 - ウ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されているもの（母子生活支援施設の高校生等を除く。）に該当しない者であること。
 - エ 高知県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の貸与を受けていない者であること。
- (4) 保護者等 高校生等の法第3条第2項第3号、同法施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項及び同法施行規則（平成22年文科科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等をいう。

（支給の対象者）

第4条 給付金の支給の対象者は、次に掲げる全ての要件を備える者とする。

- (1) 高校生等の保護者等であること。
- (2) 県の区域内に住所を有し、その世帯の生活の本拠地が県の区域内の住所地であること。
- (3) 基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が措置されていない世帯に属していること。
- (4) 次に掲げる世帯のいずれかに属していること。

ア 家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（イに規定する世帯を除く。）

イ 家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯で、基準日において当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高等学校等に通う高校生等が属するもの又は基準日において当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高等学校等に通う高校生等が属するもの

（支給の額等）

第5条 給付金は、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、一人の高校生等につき、年1回支給する。

2 給付金の支給額は、給付を受けようとする年度の7月までに家計が急変し、当該年度の8月15日又は11月15日までに申請のあった者については、別表第1に定める単価とする。また、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変し、申請のあった者については、別表第1に定める単価について、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）以降の月数に応じて算定した額を支給するものとする。

3 給付の回数は、一人の高校生等につき、高知県高校生等奨学給付金事業実施要綱に基づき実施する給付と合算して通算3回（定時制の課程及び通信制の課程に在籍する高校生等については4回）を上限とする。ただし、第3条第3号ただし書に該当する者については、追加で1回（定時制及び通信制の課程に在籍する者については2回）まで給付することができる。

（受給の申請等）

第6条 保護者等のうち、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の8月15日又は11月15日までに、高知県高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（別記第1号様式）（以下「受給申請書」という。）を、別表第1中「国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯」の保護者等にあつては高知県教育委員会に、同表中「私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯」の保護者等にあつては高知県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定について、高校生等の属する世帯が、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変した世帯に該当する場合にあつては、随時、受給申請書の提出を受け付けることとする。この場合においては、給付を受けようとする年度の2月15日までに申請のあった者について、当該年度の給付対象とするものとする。

3 受給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 保護者等及び対象となる高校生等が属する世帯の全ての構成員の住民票の写し

(2) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類並びに保護者等の扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類

(3) 在学する高等学校等が発行する在学証明書（別記第2号様式）

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

4 前項各号に掲げる書類に記載された内容では世帯の区分を確認できない場合、同書類の内容が就学支援金の申請と異なる場合等、その記載内容に疑義がある場合は、同書類に加えて、

世帯区分に係る扶養誓約書（別記第3号様式）等を提出しなければならない。
（課税証明書等の省略）

第7条 前条第3項第2号ア及びイに規定する保護者等の家計の状況を証明する書類は、就学支援金等の受給手続きに伴い、既に知事等に課税証明書等を提出している場合又は同時に提出する場合は、その写しの添付で足りる。

（受給資格の認定）

第8条 知事等は、受給申請書を受領したときは、当該申請に係る書類の審査等を行った上で、受給資格の認定又は不認定を決定し、その結果を当該申請者に書面（別記第4号様式又は別記第5号様式）により通知するものとする。年度の途中で高校生等が転入したことにより、受給申請書が提出された場合は、当該年度に給付金の支給を受けていないことが確認できたときに限り、受給資格の決定をするものとする。ただし、当該申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 前項における書類の審査等においては、家計急変の発生事由を証明する書類等により、家計急変後1年間の年収見込額を推計するものとする。
- 3 第1項における書類の審査等において、基準日に休学している高校生等については、給付を受けようとする年度の12月末までに当該高校生等の復学の有無を確認したうえで、決定するものとする。ただし、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変した世帯に属する高校生等については、当該年度の2月末までに当該高校生等の復学の有無を確認したうえで、決定するものとする。
- 4 第1項に規定する受給資格の決定は、基準日における状況により決定するものとする。
- 5 受給申請書の提出が高等学校等を通じて行われたときは、知事等は、当該高等学校等に第1項の決定結果を通知するものとする。

（給付金の支給）

第9条 給付金は、申請者が指定する申請者名義の口座への口座振替により支給する。

- 2 前項の口座の指定は、第6条第1項の規定により受給申請書を提出する際に行うものとする。

（給付金の代理受領）

第10条 知事等は、前条第1項に基づく給付金の支給の場合において、保護者等が扶養する高校生等が在学する高等学校等での教育活動に必要な経費（以下「学校徴収金」という。）に未納金があるときは、給付金と相殺することができる。

- 2 高校生等の在学する高等学校等の長は、保護者等から徴収する学校徴収金に未納がある場合であって、当該保護者等から委任状（別記第6号様式）の提出があるときは、当該保護者等に代わって給付金を受給し、学校徴収金にかかる債権の弁済に充てることができるものとする。
- 3 前項の場合において、県立学校以外の学校については、保護者等から委任を受けた学校設置者は、第8条第5項の規定による通知受領後に、知事等に対し奨学給付金代理受領請求書（別記第7号様式）及び奨学給付金代理請求一覧（別記第8号様式）により、奨学給付金の請求を行うものとする。
- 4 学校設置者は、前項の規定により奨学給付金を代理受領した場合、速やかに学校徴収金にかかる債権の弁済に充て、奨学給付金相殺通知書（別記第9号様式）により保護者等に通知するものとする。なお、相殺後に余剰金が生じた場合は、学校設置者は保護者等へ支給することとする。

(支給決定の取消し)

第11条 知事等は、申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき又は偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたときは、その認定を取り消すものとする。

(給付金の返還)

第12条 前条の規定により、支給決定を取り消された者は、既に給付金が支給されているときは、その全額を返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

(令和2年度の特例措置)

2 令和2年度においては、別表第1に定める支給年額について、オンライン学習に係る通信費相当の単価として、それぞれ年額10,000円を加算するものとする。

3 前項の規定による加算額の支給を受ける場合においては、申請者は、オンライン学習の通信費に係る誓約書(別記第10号様式)を、別表第1中「国公立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯」の保護者等にあつては高知県教育委員会に、同表中「私立の高等学校等に通う高校生等のいる世帯」の保護者等にあつては高知県知事に提出しなければならない。

4 第2項の規定による加算額の支給において、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変し申請のあった者に対しては、申請のあった月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)以降の月数に1,000円を乗じた額を支給するものとする。

別表第1（第5条関係）

対象世帯	高校生等の区分		支給年額 (1人当たり)
第4条第4号アに掲げる世帯	国公立の高等学校等に 通う高校生等のいる世帯	通信制以外	84,000円
		通信制	36,500円
	私立の高等学校等に 通う高校生等のいる世帯	通信制以外	103,500円
		通信制	38,100円
第4条第4号イに掲げる世帯	国公立の高等学校等に 通う高校生等のいる世帯	通信制以外	129,700円
		通信制	36,500円
	私立の高等学校等に 通う高校生等のいる世帯	通信制以外	138,000円
		通信制	38,100円

備考 1 この表に掲げる国公立の高等学校等は、次のとおりとする。

- (1) 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等
- (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体が設置する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- (3) 地方公共団体が設置する専修学校

2 私立の高等学校等は、1に規定する者以外の者が設置する高等学校等とする。

3 通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高等生等を含む複数の高校生等のいる世帯は、第4条第4号イに掲げる世帯の支給年額とする。

4 給付を受けようとする年度の7月までに家計が急変し、県の定める期日までに申請のあった者については、この表に掲げる単価を給付する。また、給付を受けようとする年度の7月以降に家計が急変し、申請のあった者については、この表に掲げる単価について、原則、申請のあった月の翌月以降の月数に応じて、次の式により算定した額を給付する。

(別表単価) × (申請のあった月の翌月 (申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月) 以降の月数) / 12

別表第2（第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団または暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。